

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 一
- 道路の供用開始(四件) (同) 二
- 建築士事務所の監督処分 (建築宅地課) 二
- 人事委員会
- 第百二回警察官A採用試験の実施 三
- 第百三回警察官A採用試験の実施 三
- 第百四回警察官B採用試験の実施 三

収用委員会

- 一般国道百十三号福岡蔵本1号事件裁決手続開始決定 三
- 一般国道百十三号福岡蔵本2号事件審理の開催 三
- 一般国道百十三号福岡蔵本2号事件公示送達 四

正 誤

- 宮城県公報平成十六年号外第一七号(平成十六年三月三十一日付け)中 四

告 示

○宮城県告示第百十六号
県営山元北部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月二日から令和三年三月三十日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻女川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
後	前	後	前	
D	A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A、B、C、D、E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
C	B	一三・五〇 一九・八〇	三四五・四	
B	A	一五・九〇 五三・二〇	一六九・三	
A	B	一一・七〇 二八・一〇	一九五・七	
D	C	三・七〇 一五・五〇	五・四〇	

		F	E
		一〇・〇 四五・〇	六・〇 七・九
		一九・一	八七・六

○宮城県告示第百十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	登米市追町佐沼字内町六二番地先から 同市追町佐沼字内町七番地先まで	令和三年三月三日

○宮城県告示第百十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	登米市追町佐沼字西館三五番一地从先から 同市追町佐沼字西館三一七番七地先まで	令和三年三月三日

○宮城県告示第百二十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川佐沼線	登米市南方町新待井無番地先から 同市南方町新待井無番地先まで	令和三年三月三日

○宮城県告示第百二十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市雲雀野町一丁目一八番一地从先から 同市雲雀野町一丁目一番一地从先まで	令和三年三月二日 午前十時

○宮城県告示第百二十二号
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所登録を取り消した。

令和三年三月二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 監督処分年月日
令和三年二月二十二日
- 二 建築士事務所の名称及び所在地等

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の名称及び代表者の氏名	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所の登録番号
コベルハウス株式会社一級建築士事務所 仙台市泉区松森字鹿島十五番地の十四	コベルハウス株式会社 代表取締役 高橋秀樹	一級建築士事務所	第一九七二〇〇七 九号

三 監督処分の内容

登録の取消し

四 監督処分の原因となった事実

開設者の役員のうち禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者があるため。このことは、建築士法第二十六條第一項第二号に該当する。

人事委員会

○第百二回警察官A採用試験を別冊一のとおり実施する。

令和三年三月二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第百三回警察官A採用試験を別冊二のとおり実施する。

令和三年三月二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第百四回警察官B採用試験を別冊三のとおり実施する。

令和三年三月二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和3年3月2日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

一般国道113号改築工事（福岡蔵本道路・宮城県白石市福岡蔵本字箱森地内から同市福岡蔵本字箕輪田二番地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県白石市福岡蔵本字乙森

地番	地目		地積 (㎡)			収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	使用
	公簿	現況	公簿	実測	収用		
37番2	山林	山林	42	42.92	29.85	13.07	
37番11	山林	山林	186	186.03	80.59	105.44	

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、半澤よし 法定相続人（別紙のとおり）

宮城県白石市福岡蔵本字箕輪田一番92番地

なお、登記記録上の氏名 半沢よし

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間

時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第5号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和3年2月19日

○宮城県収用委員会告示第8号

宮城県起業の一般国道113号改築工事（福岡蔵本道路・宮城県白石市福岡蔵本字箱森地内から同市福岡蔵本字箕輪田二番地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和3年3月2日

宮城県収用委員会

1 日時 令和3年4月23日（金）午後2時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等
○宮城県収用委員会告示第9号

一般国道113号福岡蔵本2号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和3年3月2日

宮城県収用委員会

1 通知すべき書類

令和3年2月24日付け宮収第76号 審理の開催についての通知

2 通知を受けるべき者

丹野丹宮 住所及び常居所不明

ただし、判明した最後の本籍地 北海道常呂郡訓子府町字間盛番外地

吉見キミノの相続人 住所及び常居所不明

正 謄

○宮城県公報平成十六年号外第一七号（平成十六年三月三十一日付け）中

正

謄

ページ 七

段 上

行

救急救命士

救命救急士